

新型コロナウイルス感染症 支援の概要です。

1) 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

【東京都・国】の支援情報をまとめて探すことができるサイト。

(国の支援情報は順次追加されます)

2) 経済産業省の支援策 (国支援策の最新情報はこちら)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

(例示) ▶「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ
(PDF形式：1,887KB)」ほか (5月8日(金)時点：A4パンフ69頁です)

- 3) 社会福祉協議会
- ・休業者向け緊急小口資金 貸付 無利息 20万円 返済期間3年以内
 - ・失業者向け 単身世帯 45万円、2人以上世帯 60万円 無利息

4) 傷病手当金 相談先 健康保険者

- ・怪我、病気の場合、条件を満たせば平均標準報酬日額の2/3を受領可。
相談先 勤め先
- ・休業手当 勤務先の指示で休む場合 直近3ヵ月の平均賃金の6割以上、受領可。
相談先 厚労省コールセンター
- ・小学校休業等対応助成金・支援金 休校中の子供の世話で休んだ従業員の給与を全額支払った勤務先に日額 8,330円を助成(増額検討の可能性あり。)
フリーランスには日額 4,100円を助成(増額検討の可能性あり。)

5) 納税の猶予の特例 (特例猶予)

前年同期比で20%以上事業収入が減少している場合、6月末までに税務署に申請することにより、延滞金が0%になります。

(詳細は下記国税庁URLを参照ください。)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

国税庁ホームページ「国税局猶予相談センター」のご案内

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

6) 固定資産税・都市計画税の軽減

事業収入が一定以上減少している中小事業者に対して、2021年度の固定資産税・都市計画税をゼロまたは半分とする制度です。

売上や対象となる事業用家屋・償却資産について認定支援機関等の確認を得た必要書類とともに市町村の窓口にご申告していただきます。

軽減を受ける家屋、償却資産の所在する自治体への申告期限は2021年1月31日です。それまでに、認定支援機関等で確認を受け、書類を添えて市町村の固定資産税の窓口にご申告する必要があります。